

平成28年1月14日
玉川総合支所
地域行政部
高齢福祉部

用賀出張所の所管区域の分割及び出張所とまちづくりセンターの整備について
(あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会との一体整備)

(付議の要旨)

用賀出張所の所管区域の分割(案)を取りまとめたので、報告する。また、二子玉川地区会館を改築し、(仮称)二子玉川出張所等を設置する(仮称)二子玉川複合施設を整備することとする。

1 経緯、主旨

新実施計画(平成26年度～平成29年度)等においては、用賀出張所の所管区域を分割し、二子玉川分室にまちづくり機能を追加して、二子玉川地区会館を改築し出張所として整備することとされてきた。

このたび、用賀出張所の所管区域の分割(案)を取りまとめたので報告する。また、二子玉川地区会館を改築し、(仮称)二子玉川出張所及び(仮称)二子玉川あんしんすこやかセンター等を設置する(仮称)二子玉川複合施設を整備することとする。

なお、本年7月より、出張所のまちづくり機能を分離し、まちづくりセンターを設置する予定であることに伴い、平成31年度中に開設予定の当該複合施設には、(仮称)二子玉川出張所及び(仮称)二子玉川まちづくりセンターを設置することとなる。

2 用賀出張所所管区域の分割(案)(地図は別紙参照)

名 称	用賀出張所 (仮称)用賀まちづくりセンター	(仮称)二子玉川出張所 (仮称)二子玉川まちづくりセンター
位 置	用賀2-29-22	玉川4-4-5(現二子玉川地区会館)
所管区域	用賀1～4丁目、上用賀1～6丁目、 玉川台1～2丁目	玉川1～4丁目、瀬田1～5丁目

3 (仮称)二子玉川複合施設の整備について

(1) 敷地概要

- ・ 予 定 地：現二子玉川地区会館の敷地
- ・ 住所表示：世田谷区玉川四丁目4番5号
- ・ 敷地面積：463.00m²

(2) 施設概要

出張所、まちづくりセンター

- ・ 諸手続きや相談の窓口等として利用しやすい施設とする。また、災害時に地区の拠点とするために防災機能の充実を図る。

社会福祉協議会執務スペース

- ・ まちづくりセンター内に、社会福祉協議会の職員が執務を行なえるよう机等の設置場所を確保する。

あんしんすこやかセンター

- ・ まちづくりセンターと同一建物内に設置することにより、相互に連携して効果的・効率的な事業展開を行なう。

ふれあいルームほか

- ・ 社会福祉協議会が運営しているふれあい・いきいきサロンや、支えあいミニデイなどで使用する部屋を確保する。
- ・ 複合施設内に集会機能を確保する。

4 今後の予定

平成28年2月

常任委員会報告(企画総務・区民生活・福祉保健)

地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会報告

平成28年6月

出張所設置条例改正議案提出(2定)

平成28年度～29年度

基本設計・実施設計

平成29年度～31年度

建設工事

平成31年度中

改正条例施行((仮称)二子玉川出張所等の設置)
新施設開設

